

## 第22期第8回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年12月6日(火) 14:30～

2 場 所 豊前海水産会館  
京都郡苅田町磯浜町1-2-6  
電話 093-434-1704

### 3 議 題

(1) 福岡県豊前海区における漁場計画の素案について(報告)

資料1

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について(報告)

資料2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について(報告)

資料3

(4) その他

## 豊前海区における共同・区画漁業権の漁場計画素案について

漁業管理課漁業調整係

### 1. 共同漁業権

- ・豊共第1号、2号及び3号の漁場の区域、位置、関係地区並びに条件については、現行を基本に定めるものとする。
- ・直近10年間に於いて、行使実態がない漁業種類については、削除するものとする。
- ・免許予定日は令和5年9月1日、存続期間は10年(令和5年9月1日から令和15年8月31日まで)とする。

#### (1) 第1種共同漁業権

- ・豊共第1号から、「みるくい漁業」「さざえ漁業」を削除。
- ・豊共第2号から、「みるくい漁業」「うちむらさき漁業」を削除。
- ・豊共第3号から、「ばかがい漁業」「つめたがい漁業」「かがみがい漁業」「あおのり漁業」を削除。
- ・その他の第1種共同漁業権漁業については、現行を基本に定めるものとする。

#### (2) 第2種共同漁業権

- ・豊共第3号から、「うなぎ石がま漁業」「雑魚底刺網漁業」「うなぎ柴づけ漁業」を削除。
- ・その他の第2種共同漁業権漁業については、現行を基本に定めるものとする。

### 2. 区画漁業権

- ・直近5年間に於いて、行使実態がない区画漁業権については、削除するものとする。
- ・現在の行使者の実態に合わせ、関係地区を修正する。
- ・漁業権の削除に伴い、区画の番号を修正する。
- ・免許予定日は令和5年9月1日、存続期間は5年(令和5年9月1日から令和10年8月31日まで)とする。

#### (1) のり養殖業

##### 1) 支柱式

- ・豊区第5号(八屋)及び第6号(八屋)を削除。
- ・その他の支柱式のり養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

##### 2) 浮流式

- ・浮流式のり養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

#### (2) かき養殖業

- ・豊区第201号(柄杓田)、209号(曾根)を削除。
- ・豊区第220号(椎田)、221号(松江)の区域を拡大。
- ・その他のかき養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

(3) かき・わかめ養殖業

・豊区第301号(八屋)を、かき養殖業に変更(わかめ養殖業の削除)。

3. 今後のスケジュール(見込)

- R4.12月上旬 漁場計画(素案) 漁調委への報告(今回)
- R4.12月 漁場計画(素案)の公表(県ホームページ掲載)  
利害関係者意見聴取、意見内容公表
- R5.2月 漁場計画案 漁調委諮問
- R5.3月 公聴会、答申
- R5.5月 漁場計画公示
- R5.6月 漁協総会
- R5.7月 免許申請
- R5.8月 免許諮問・答申
- R5.9月1日 免許

豊前海区漁場計画(素案)

令和4年12月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項  
(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	類似又は新規漁業の権別
豊共第1号	第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡県、 大分県から 境界から 北九州市 門司区大 字大久保 基点第二 号までの 地先	次の基点第31号、基点第30号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)から(ク)までに掲げる区域を除く。 (ア) 佐井川 築上郡吉富町大字直江、延命堰から上流域 (イ) 岩井川 豊前市大字沓川、下ノ田堰から上流域 (ロ) 真如寺川 築上郡築上町椎田、吾妻橋下流側橋台角から上流域 (ハ) 城井川 築上郡築上町椎田、浜宮橋下流側橋台角から上流域 (ニ) 祓川 行橋市大字沓尾、沓尾橋下流側橋台角から上流域 (ホ) 今川 行橋市大字金星、今川可動堰(今川ダム)の下流 200メートルから上流域 (ヘ) 江尻川 行橋市大字辰下、常磐橋下流側橋台角から上流域 (ト) 長峽川 京都府田辺市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域 (チ) 竹馬川 北九州市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域 (ツ) 宇島港泊地(一部航路を含む。) (カ) 苅田町二号地(埋立地)の沖側 200メートル及び南東側 100メートルの区域。 (キ) 苅田港泊地(一部航路を含む。) (ク) 苅田町松山工業用地(埋立地)の周囲 100メートルの区域 (コ) 苅田町新松山工業用地埋立予定地 (サ) 旧曾根河口湖建設予定地 (シ) 土砂処分場(北九州市及び苅田町沖)の周囲 100メートルの区域 (ス) 次の表のイからヨまでの項に掲げる点及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域	北九州市門司区、小倉南区、京都市、豊前市、築上郡築上町、同郡吉富町	類似漁業権	
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		餌むし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ゆむし(しい)漁業	1月1日から 12月31日まで					
		はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		もがいの漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ほかがい(きぬがい)漁業	1月1日から 12月31日まで					
		しおふぎ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		まてがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		とりがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		おおのがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		みるくい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	1月1日から 12月31日まで					

イ	基点第12号から真方位 54度 50分 2,745メートルの点
ロ	基点第12号から真方位 18度 35分 5,230メートルの点
ハ	基点第12号から真方位 27度 20分 5,765メートルの点
ニ	基点第12号から真方位 25度 25分 6,040メートルの点

さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで
あまのり漁業	10月1日から 翌年4月30日まで
あおのり漁業	11月1日から 翌年5月31日まで
いぎす漁業	1月1日から 12月31日まで
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
えごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
わかめ漁業	12月1日から 4月30日まで
あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
雑魚網漁業	1月1日から 12月31日まで
うなぎ石がま漁業	1月1日から 12月31日まで
雑魚底刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
うなぎ柴づけ漁業	5月15日から 10月31日まで
いかかご漁業	3月1日から 6月30日まで
あなごかご漁業	1月1日から 12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から 12月31日まで
うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	1月1日から 12月31日まで

第2種共同漁業

ホ	基点第12号から真方位29度05分6,340メートルの点
ヘ	基点第12号から真方位31度05分6,080メートルの点
ト	基点第12号から真方位33度55分6,355メートルの点
チ	基点第12号から真方位37度10分6,005メートルの点
リ	基点第12号から真方位38度45分5,960メートルの点
ヌ	基点第12号から真方位40度55分5,665メートルの点
ル	基点第12号から真方位81度55分4,380メートルの点
ヲ	基点第12号から真方位82度05分3,980メートルの点
ワ	基点第12号から真方位56度15分4,360メートルの点
力	基点第12号から真方位48度35分3,385メートルの点
ヨ	基点第12号から真方位58度00分3,110メートルの点

- (ナ) 北九州空港連絡橋の周囲100メートルの区域(橋下を含む。)
- (ト) 新門司臨海工業用地埋立予定地及び泊地(一部航路を含む。)
- (ナ) 田野浦埠頭の周囲50メートルの区域及び泊地
- (ニ) 太刀浦埠頭の周囲50メートルの区域及び泊地
- (ヌ) 行橋市大字稲童字浜字豊午塚及び高畠地先の私有地
- (ネ) 関門港法定航路(平成13年9月10日以降に変更された航路を除く。)
- 基点第2号 北九州市門司区大字大久保、田野浦港埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識
- 基点第12号 京都府田町島越町10番地1号地先の護岸に設定された1級基準点(京都府田町松山区工業用地旧北角に設定した標識)
- 基点第29号 基点第32号から296度20分160メートルの点(築上郡吉富町大字小祝字京泊護岸土木標石柱跡)
- 基点第30号 福岡、大分両県境山国川山国橋の中央点(福岡及び大分両県の境界標識)
- 基点第31号 山国川山国橋の左岸(福岡県側)下流側の欄干の先端(親柱)
- 基点第32号 大分県中津市小祝漁港の旧突端の先端(灯台跡)
- (イ) 基点第29号と基点第32号を結んだ直線上の中央点
- (ロ) 1から真方位6度15分18,000メートルの点
- (ハ) 行橋市大字養島頂上から山口県山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点
- (ニ) 北九州市門司区網の崎突端から山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点
- (ホ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県山陽小野田市旧宮崎鼻南端(北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)を見通した線の中央点
- (ハ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県下関市満珠島灯台を見通した線の中央点
- (ト) 北九州市門司区部崎灯台から真方位310度28分、2,975メートルの点

豊共第2号	第1種共同漁業	なまこ漁業 たこ漁業 餌むし漁業 <b>みるくい漁業</b> あわび漁業 さざえ漁業 <b>うちむらさき漁業</b> わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで <b>1月1日から 12月31日まで</b> 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで <b>1月1日から 12月31日まで</b> 1月1日から 12月31日まで	北九州市門司区門司崎灯台 から同市門司区大字大久保 第2号までの地先	(チ) 基点第2号から真方位7度30分の線と、(ト)と(リ)を結んだ直線との交点 (リ) 北九州市門司区門司崎灯台から山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した線の中央点	北九州市門司区旧門司、田野浦	同上
	第2種共同漁業	雑魚底刺網漁業 あなごかご漁業 ばいかご漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで <b>1月1日から 12月31日まで</b> 1月1日から 12月31日まで	北九州市門司区門司崎灯台 から東へ70センチメートルのところに設定した標識 (イ) 基点第1号から山口県下関市火の山船舶通航海信号所を見通す線の中央点 (ロ) 基点第2号から真方位7度30分1,300メートルの点	次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 田野浦埠頭の周囲50メートルの区域及び泊地 (イ) 関門港法定航路 基点第1号北九州市門司区門司崎灯台 基点第2号北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識 (イ) 基点第1号から山口県下関市火の山船舶通航海信号所を見通す線の中央点 (ロ) 基点第2号から真方位7度30分1,300メートルの点		
豊共第3号	第1種共同漁業	餌むし漁業 あさり漁業 ゆむし(いい)漁業 あかがい漁業 もがい漁業 <b>ばかがい漁業</b> しおふき漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで <b>1月1日から 12月31日まで</b> 1月1日から 12月31日まで	北九州市小倉南区 から京都府郡刈田町までの地先	次の基点第9号、(イ)、(ロ)及び(ハ)の各点を順次に結んだ直線、間島西側最大高潮時海岸線、次の(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 北九州市小倉南区大字菅根3302番地及び3303番地(堤外民有地) (イ) 貫川北九州市小倉南区大字菅根新田、新田堰から上流域 基点第9号北九州市小倉南区大字菅根大浜海岸北端に設定した標識 (イ) 基点第9号から真方位125度00分240メートルの点 (ロ) 基点第9号から真方位108度40分1,477メートルの点 (ハ) 基点第9号から真方位120度20分1,736メートルの点 (ニ) 基点第9号から真方位126度00分1,790メートルの点 (ホ) 基点第9号から真方位134度40分2,155メートルの点	北九州市門司区、小倉南区、京都府郡刈田町	雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈2メートル以上のものを使用してはならない。

	1月1日から 12月31日まで	まてがい漁業
	1月1日から 12月31日まで	おおのがい漁業
	1月1日から 12月31日まで	かき漁業
	1月1日から 12月31日まで	つめたがい漁業
	1月1日から 12月31日まで	かがみがい漁業
	11月1日から 翌年5月31日まで	あおのり漁業
	1月1日から 12月31日まで	うなぎ石がま漁業
	1月1日から 12月31日まで	雑魚底刺網漁業
	5月15日から 10月31日まで	うなぎ柴づけ漁業
	1月1日から 12月31日まで	あなごかご漁業
	1月1日から 12月31日まで	うなぎうけ(かご、筒 を含む)漁業
第2種共同漁業		

- (ハ) 基点第9号から真方位 135度 30分 2.187メートルの点  
(ト) 基点第9号から真方位 147度 40分 3.385メートルの点  
(チ) 北九州市小倉南区大字菅根新田字朽網尻南端に設定した標識



(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業の権の別	類似又は新規漁業の権の別
						漁場の区域	条件			
豊区第4号	豊区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字袁島地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第18号 行橋市大字袁島の袁島漁港(天神)東部防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第18号から真方位035度30分 770メートルの点 (ロ) 基点第18号から真方位095度20分 730メートルの点 (ハ) 基点第18号から真方位163度10分 340メートルの点 (ニ) 基点第18号から真方位004度00分 430メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならぬ。	行橋市袁島行橋市大字袁島、同市大字今井、同市行事、同市南市場寺、同市南戸泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第5号	豊区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	豊前市大字八屋地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ) 基点第23号から真方位000度00分 280メートルの点 (ロ) 基点第23号から真方位000度00分 50メートルの点 (ハ) 基点第23号から真方位273度45分 550メートルの点 (ニ) 基点第23号から真方位296度24分 600メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならぬ。	豊前市八屋	同上	同上
豊区第6号	豊区第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	豊前市大字八屋地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ) 基点第23号から真方位007度02分 184メートルの点 (ロ) 基点第23号から真方位033度15分 225メートルの点 (ハ) 基点第23号から真方位121度10分 300メートルの点 (ニ) 基点第23号から真方位145度00分 455メートルの点 (ホ) 基点第23号から真方位173度15分 375メートルの点 (ヘ) 基点第23号から真方位155度30分 120メートルの点 (イ) 基点第23号から真方位171度45分 110メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならぬ。	豊前市八屋	同上	同上

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
						漁場の区域	条件			
豊区第7号	豊区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ) 基点第11号から真方位003度27分 1,331メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位020度26分 817メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位333度26分 625メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位336度39分 1,224メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南	同上	同上
豊区第101号	豊区第101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字葦島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字葦島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位021度00分 2,085メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位085度10分 1,610メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位098度30分 1,035メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位007度15分 1,660メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市葦島行橋市大字葦島、同市行事、同市道場寺、同市南戸泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第204号		第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字柄杓田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第5号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港に設置された濱井房吉君塚君碑 (イ) 基点第5号から真方位030度04分 106メートルの点 (ロ) 基点第5号から真方位039度59分 120メートルの点 (ハ) 基点第5号から真方位041度34分 116メートルの点 (ニ) 基点第5号から真方位031度28分 102メートルの点		北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町、同区豊多区	同上	同上

(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業の権別	類似又は新規漁業の権別
						漁場の区域	条件			
豊区第202号	豊区第201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字喜多久地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識 (イ) 基点第4号から真方位075度00分 1,880メートルの点 (ロ) 基点第4号から真方位123度20分 1,940メートルの点 (ハ) 基点第4号から真方位145度55分 1,300メートルの点 (ニ) 基点第4号から真方位060度15分 1,340メートルの点		北九州市門司区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多区同区大字大積	同上	同上
豊区第203号	豊区第202号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字伊川地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第6号から真方位098度30分 2,120メートルの点 (ロ) 基点第6号から真方位139度30分 2,170メートルの点 (ハ) 基点第6号から真方位157度00分 1,450メートルの点 (ニ) 基点第6号から真方位136度00分 1,010メートルの点 (ホ) 基点第6号から真方位111度00分 1,190メートルの点		北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多区同区大字大積	同上	同上
豊区第204号	豊区第203号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字浦中地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位315度30分 322メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位310度00分 291メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位305度00分 250メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位297度00分 279メートルの点 (ホ) 基点第7号から真方位302度30分 317メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位309度26分 345メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区吉志新町、同区東新町、北九州市小倉南区沼津町	同上	同上

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業の権別	類似又は親業の権別
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第205号	豊区第204号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位227度42分 745メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位223度52分 732メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位224度35分 839メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位228度20分 846メートルの点	北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上	
豊区第206号	豊区第205号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字恒見地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都府荏田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位008度01分 2,955メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位317度53分 2,235メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位330度13分 3,297メートルの点	北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上	
豊区第207号	豊区第206号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第8号 北九州市小倉南区井野浦港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第8号から真方位249度02分 243メートルの点 (ロ) 基点第8号から真方位247度03分 222メートルの点 (ハ) 基点第8号から真方位240度25分 236メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位239度47分 254メートルの点	北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上	

(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	個別又は団体漁業の権の別	類似又は新規漁業の権の別
豊区第208号	豊区第207号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字吉田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡荏野町松山地区工業用地北角に設定した 標識 (イ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位311度13分 2,053メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位316度41分 2,273メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点		北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上
豊区第209号		第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡荏野町松山地区工業用地北角に設定した 標識 (イ) 基点第13号から真方位037度40分 1,871メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位046度48分 1,646メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位049度34分 1,772メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位060度34分 1,625メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位057度28分 1,428メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位028度43分 1,652メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、同区曾根新田北及び同区曾根新田南	同上	同上
豊区第210号	豊区第208号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡荏野町松山地区工業用地北角に設定した 標識 (イ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位056度45分 974メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位037度43分 339メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位355度17分 205メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位281度50分 722メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位273度47分 1,824メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位303度24分 2,408メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田北、同区曾根新田北、同区曾根新田南、同区大字朽網、同区大字曾根、同区中曾根東	同上	同上

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業の権別	類似又は新規漁業の権別
						漁場の区域	条件			
豊区第211号	豊区第209号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字菅根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第10号 北九州市小倉南区旧菅根干拓貫川河口防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第10号から真方位062度15分 1,550メートルの点 (ロ) 基点第10号から真方位070度32分 1,565メートルの点 (ハ) 基点第10号から真方位070度28分 1,320メートルの点 (ニ) 基点第10号から真方位064度46分 1,319メートルの点 (ホ) 基点第10号から真方位065度15分 1,464メートルの点 (ヘ) 基点第10号から真方位061度32分 1,476メートルの点	北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中菅根、同区中菅根東	同上	同上	
豊区第212号	豊区第210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡荻田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡荻田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位078度46分 1,517メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位110度33分 1,763メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位124度54分 1,401メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位080度13分 1,027メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位076度45分 1,321メートルの点	京都郡荻田町	同上	同上	
豊区第213号	豊区第211号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡荻田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡荻田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位082度38分 876メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位129度21分 1,320メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位143度06分 1,174メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位105度31分 382メートルの点	京都郡荻田町	同上	同上	

(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	個別又は団体漁業の権の別	類似又は新規漁業の権の別
豊区第214号	豊区第212号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都府荻田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都府荻田町松山地区工業用地北角に設定した 標識 (イ) 基点第13号から真方位321度06分 248メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位315度27分 211メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位266度40分 595メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位257度32分 1,017メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位258度11分 1,411メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位275度03分 1,454メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位283度23分 653メートルの点		京都府荻田町	同上	同上
豊区第215号	豊区第213号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都府荻田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都府荻田町荻田港南防波堤角に設定した 標識 (イ) 基点第14号から真方位016度52分 1,153メートルの点 (ロ) 基点第14号から真方位028度39分 698メートルの点 (ハ) 基点第14号から真方位008度19分 1,016メートルの点 (ニ) 基点第14号から真方位011度21分 1,125メートルの点		京都府荻田町	同上	同上
豊区第216号	豊区第214号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都府荻田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都府荻田町荻田港南防波堤角に設定した 標識 (イ) 基点第14号から真方位048度45分 2,445メートルの点 (ロ) 基点第14号から真方位101度30分 2,880メートルの点 (ハ) 基点第14号から真方位121度00分 2,000メートルの点 (ニ) 基点第14号から真方位034度15分 1,370メートルの点		京都府荻田町	同上	同上

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
						漁場の区域	条件			
豊区第217号	豊区第215号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字袁島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号 行橋市大字袁島の袁島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第15号から真方位229度49分 249メートルの点 (ロ) 基点第15号から真方位201度59分 398メートルの点 (ハ) 基点第15号から真方位209度50分 441メートルの点 (ニ) 基点第15号から真方位237度08分 303メートルの点	行橋市袁島行橋市大字袁島、同市大字今井、同市行事、同市南場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上	
豊区第218号	豊区第216号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字袁島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字袁島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位046度11分 4,123メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位080度03分 3,944メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位091度00分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位087度06分 2,245メートルの点 (ホ) 基点第17号から真方位036度25分 2,904メートルの点	行橋市袁島行橋市大字袁島、同市大字今井、同市行事、同市南場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上	
豊区第219号	豊区第217号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字湊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号 築上郡築上町大字湊の椎田漁港北東側岸壁角に設定した標識 (イ) 基点第20号から真方位235度30分 229メートルの点 (ロ) 基点第20号から真方位236度14分 223メートルの点 (ハ) 基点第20号から真方位232度37分 225メートルの点 (ニ) 基点第20号から真方位231度59分 232メートルの点	築上郡築上町大字湊、同町宇留津、豊前市下河内	同上	同上	

(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
豊区第220号	豊区第218号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字有安地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第21号 築上郡築上町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識 (イ) 基点第21号から真方位049度00分 3,250メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位067度58分 3,439メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位071度47分 3,004メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位074度44分 2,743メートルの点 (イ) 基点第21号から真方位048度00分 2,780メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位047度10分 2,482メートルの点	築上郡築上町大字漢、同町宇留津、豊前市下河内	豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第221号	豊区第219号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位024度51分 2,960メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位028度18分 1,980メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位030度08分 1,685メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位000度24分 2,150メートルの点 (イ) 基点第22号から真方位357度32分 1,867メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位006度00分 3,090メートルの点	豊前市大字松江、同市高田	豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第222号	豊区第220号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第29号 豊前市大字松江の松江漁港に設置された松港之碑 (イ) 基点第29号から真方位109度40分 16メートルの点 (ロ) 基点第29号から真方位110度37分 32メートルの点 (ハ) 基点第29号から真方位117度56分 32メートルの点 (ニ) 基点第29号から真方位123度33分 16メートルの点	豊前市松江、同市高田	豊前市松江、同市高田	同上	同上

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

(旧番号)	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域			
豊区第223号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ) 基点第23号から真方位091度51分 287メートルの点 (ロ) 基点第23号から真方位099度58分 300メートルの点 (ハ) 基点第23号から真方位101度40分 283メートルの点 (ニ) 基点第23号から真方位091度56分 276メートルの点		豊前市八屋	同上	
豊区第224号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第24号 豊前市大字宇島の宇島漁港に設置された宇島漁港之碑 (イ) 基点第24号から真方位062度47分 110メートルの点 (ロ) 基点第24号から真方位070度17分 110メートルの点 (ハ) 基点第24号から真方位071度25分 82メートルの点 (ニ) 基点第24号から真方位060度37分 87メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市香川、同市松江	同上	
豊区第225号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第25号 豊前市大字宇島の宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識 (イ) 基点第25号から真方位336度30分 2,010メートルの点 (ロ) 基点第25号から真方位039度00分 2,690メートルの点 (ハ) 基点第25号から真方位057度33分 2,078メートルの点 (ニ) 基点第25号から真方位322度03分 1,235メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市香川、同市松江	同上	

(1) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

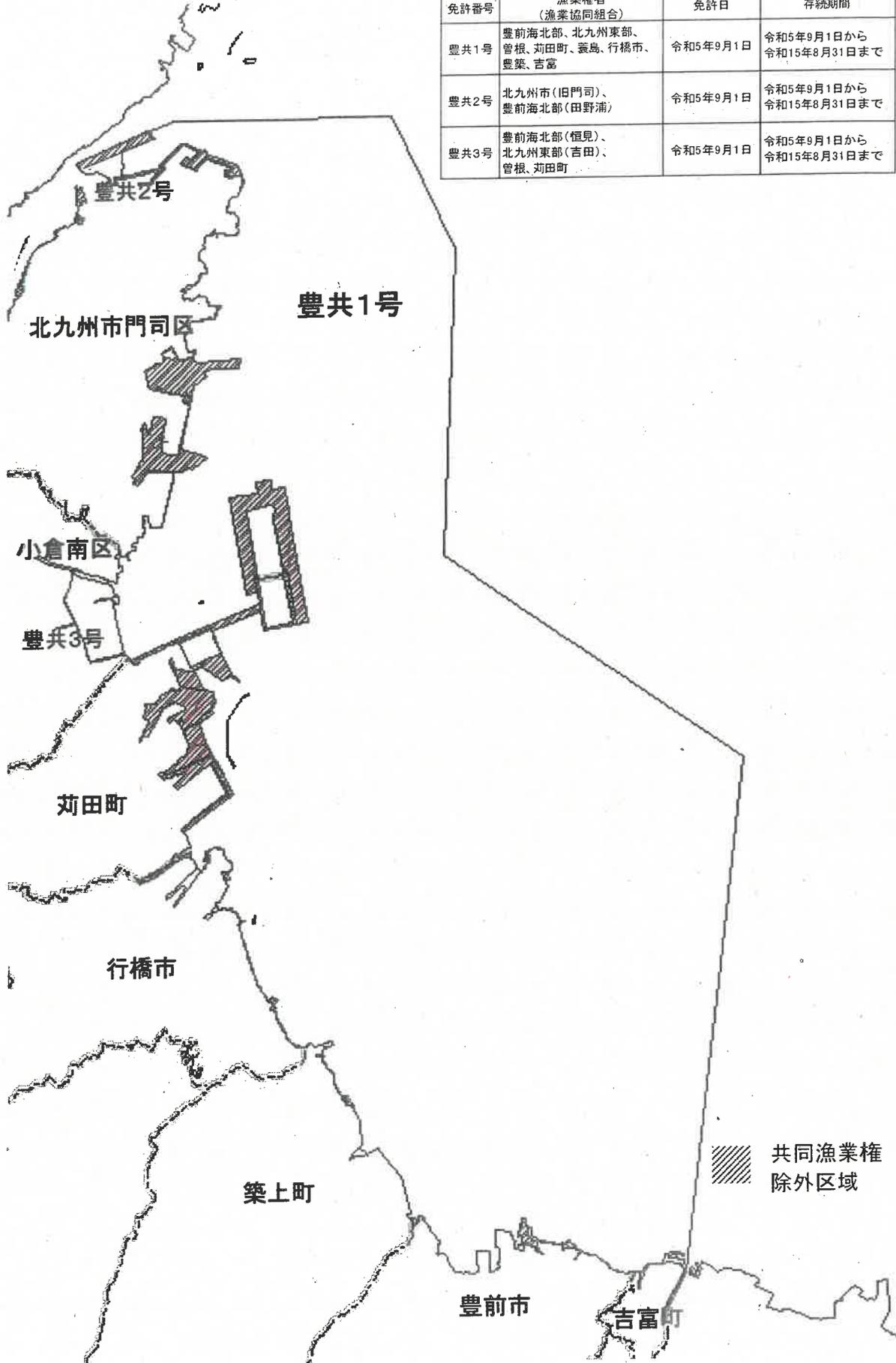
方位は真方位を示す。

(旧番号)	公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項		関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
						漁場の区域	条件			
豊区第226号	豊区第224号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第28号 築上郡吉富町の吉富漁港に設置された吉富漁港の碑 (イ) 基点第28号から真方位309度15分 102メートルの点 (ロ) 基点第28号から真方位307度40分 108メートルの点 (ハ) 基点第28号から真方位335度56分 170メートルの点 (ニ) 基点第28号から真方位341度31分 160メートルの点 (ホ) 基点第28号から真方位333度15分 130メートルの点 (ヘ) 基点第28号から真方位331度19分 132メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上
豊区第227号	豊区第225号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第26号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識 基点第27号 築上郡吉富町の吉富漁港護岸北東角に設定した標識 (イ) 基点第26号から真方位358度30分 4,040メートルの点 (ロ) 基点第27号から真方位007度00分 3,520メートルの点 (ハ) 基点第27号から真方位007度00分 2,130メートルの点 (ニ) 基点第26号から真方位358度30分 1,922メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上
豊区第301号	豊区第226号	第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位031度01分 2,450メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位054度45分 2,870メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位073度30分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位070度30分 1,910メートルの点 (ホ) 基点第22号から真方位067度30分 1,623メートルの点 (ヘ) 基点第22号から真方位054度07分 1,150メートルの点 (ト) 基点第22号から真方位039度40分 1,520メートルの点	わかめ養殖業に於ては漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	豊前市八屋	同上	同上

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	豊共第1号	豊共第2号	豊共第3号	漁業調整規則による規制	
						禁止期間	体長等制限
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	○	○		4.1~9.30	
	たこ	"	○	○			体重100g以下
	餌むし	"	○	○	○		
	あさり	"	○		○		殻長3cm以下
	ゆむし(いい)	"	○		○		
	はまぐり	"	○			6.1~8.31	殻長4cm以下
	あかがい	"	○		○		
	もがい	"	○		○		殻長3cm以下
	ばかがい(きぬがい)	"	○		⊗	豊共第3号のみ削除	
	しおふき	"	○		○		
	まてがい	"	○		○		
	とりがい	"	○				
	おおのがい	"	○		○		
	かき	"	○		○		
	たいらぎ	"	○			6.1~9.30	殻高15cm以下
	あかにし	"	○				
	てんぐにし	"	○				
	つめたがい	⊗	⊗		⊗	削除	
	みるくい	⊗	⊗	⊗	⊗	削除	
	あわび	"	"	○	○	11.1~12.20	殻長10cm以下
	さざえ	"	"	⊗	○	豊共第1号のみ削除	
	うちむらさき	⊗	⊗	⊗	⊗	削除	
	かがみかい	⊗	⊗	⊗	⊗	削除	
	あまのり	10月1日から翌年4月30日まで	○				
	あおのり	11月1日から翌年5月31日まで	○		⊗	豊共第3号のみ削除	
	いぎす	1月1日から12月31日まで	○				
	おごのり	"	○				
	えごのり	"	○				
わかめ	"	○	○				
あかもく	"	○					
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	○				
	うなぎ石がま	"	○		⊗	豊共第3号のみ削除	
	雑魚底刺網	"	○	○	⊗	(制限又は条件) 雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網文2メートル以上のものを使用してはならない。(豊共第2号を除く) 豊共第3号のみ削除	
	うなぎ柴づけ	5月15日から10月31日まで	○		⊗	豊共第3号のみ削除	
	いかかご	3月1日から6月30日まで	○				
	あなごかご	1月1日から12月31日まで	○	○	○		
	ばいかご	"	○	○			
	うなぎうけ(かご、筒を含む。)	"	○		○		

# 共同漁業権連絡図

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	免許日	存続期間
豊共1号	豊前海北部、北九州東部、 曾根、苅田町、姦島、行橋市、 豊築、吉富	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共2号	北九州市(旧門司)、 豊前海北部(田野浦)	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共3号	豊前海北部(恒見)、 北九州東部(吉田)、 曾根、苅田町	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで



区画漁業権内容一覧表  
①のり養殖業(支柱式)

存続期間: 令和5年9月1日～令和10年8月31日

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	制限又は条件	備考
1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければなら ない。	
2号	"	"	"	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	"	
3号	"	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊前漁協(八屋)	"	削除
6号	"	"	"	"	"	"	削除
75号	第1種区画漁業	のり養殖業	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	

②のり養殖業(浮流式)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	制限又は条件	備考
101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければなら ない。	

③かき養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	制限又は条件	備考
201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1～4/31	北九州市門司区大字柿木田地先	豊前海北部漁協	なし	削除
202201号	"	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	"	"	
203202号	"	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	"	
204203号	"	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	豊前海北部漁協(恒見)	"	
205204号	"	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	"	
206205号	"	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	
207206号	"	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協(吉田)	"	
208207号	"	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	"	
209号	"	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	削除
240208号	"	"	"	"	"	"	
241209号	"	"	"	"	"	"	

資料 1 - 4  
(22-8豊前漁調委)  
(R4. 12. 6.)

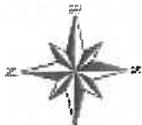
区画漁業権内容一覧表

③かき養殖業(前ページからの続き)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	制限又は条件	備考
212210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1~12/31	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	なし	
213211号	"	"	"	"	"	"	
214212号	"	"	"	"	"	"	
215213号	"	"	"	"	"	"	
216214号	"	"	"	"	"	"	
217215号	"	"	"	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	"	
218216号	"	"	"	"	"	"	
219217号	"	"	"	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協(椎田町)	"	
220218号	"	"	"	築上郡築上町大字有安地先	"	"	区域の変更
221219号	"	"	"	豊前市大字松江地先	豊築漁協(松江浦)	"	区域の変更
222220号	"	"	"	"	"	"	
223221号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	
224222号	"	"	"	豊前市大字宇島地先	豊築漁協(宇島)	"	
225223号	"	"	"	"	"	"	
226224号	"	"	"	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	"	
227225号	"	"	"	"	"	"	
226号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	301号わかめ養殖業の削除のため

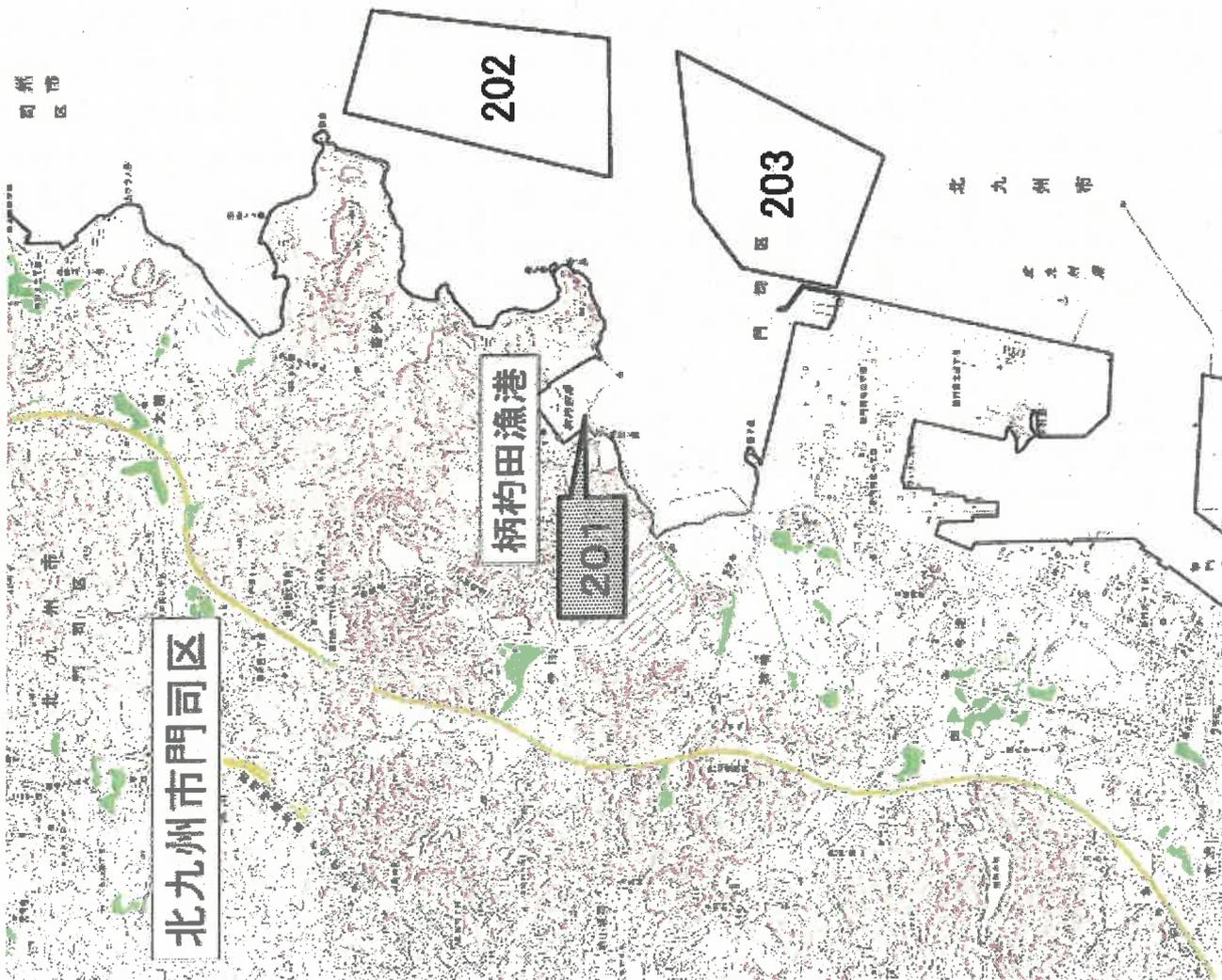
④かき・わかめ養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	制限又は条件	備考
<del>301号</del>	<del>第1種区画漁業</del>	<del>かき・わかめ養殖業</del>	<del>1/1~12/31</del>	<del>豊前市大字八屋地先</del>	<del>豊築漁協(八屋)</del>	<del>なし</del>	<del>削除</del>



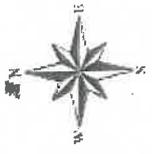
2,000メートル

0 500 1,000

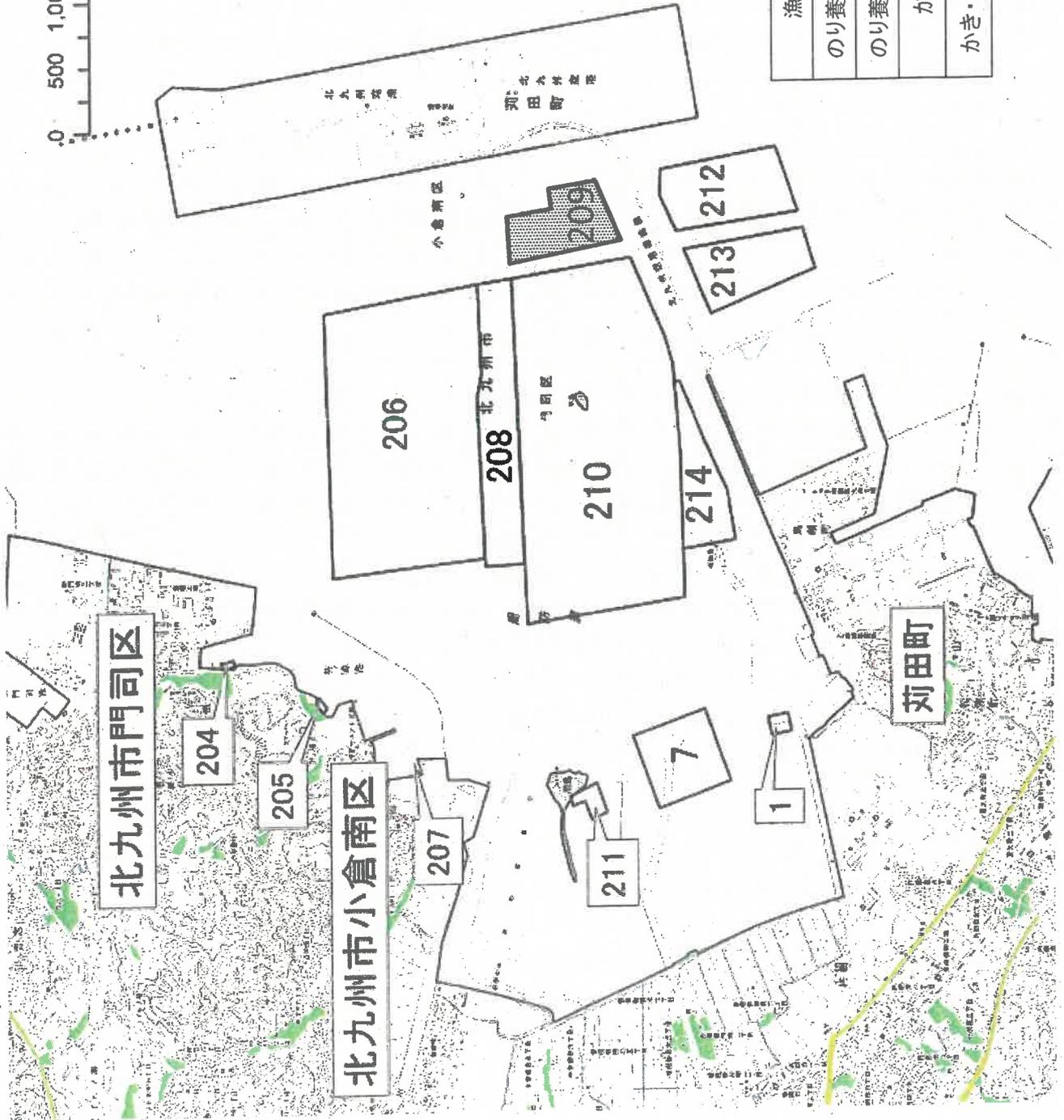


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301

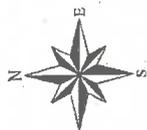
製 図 者



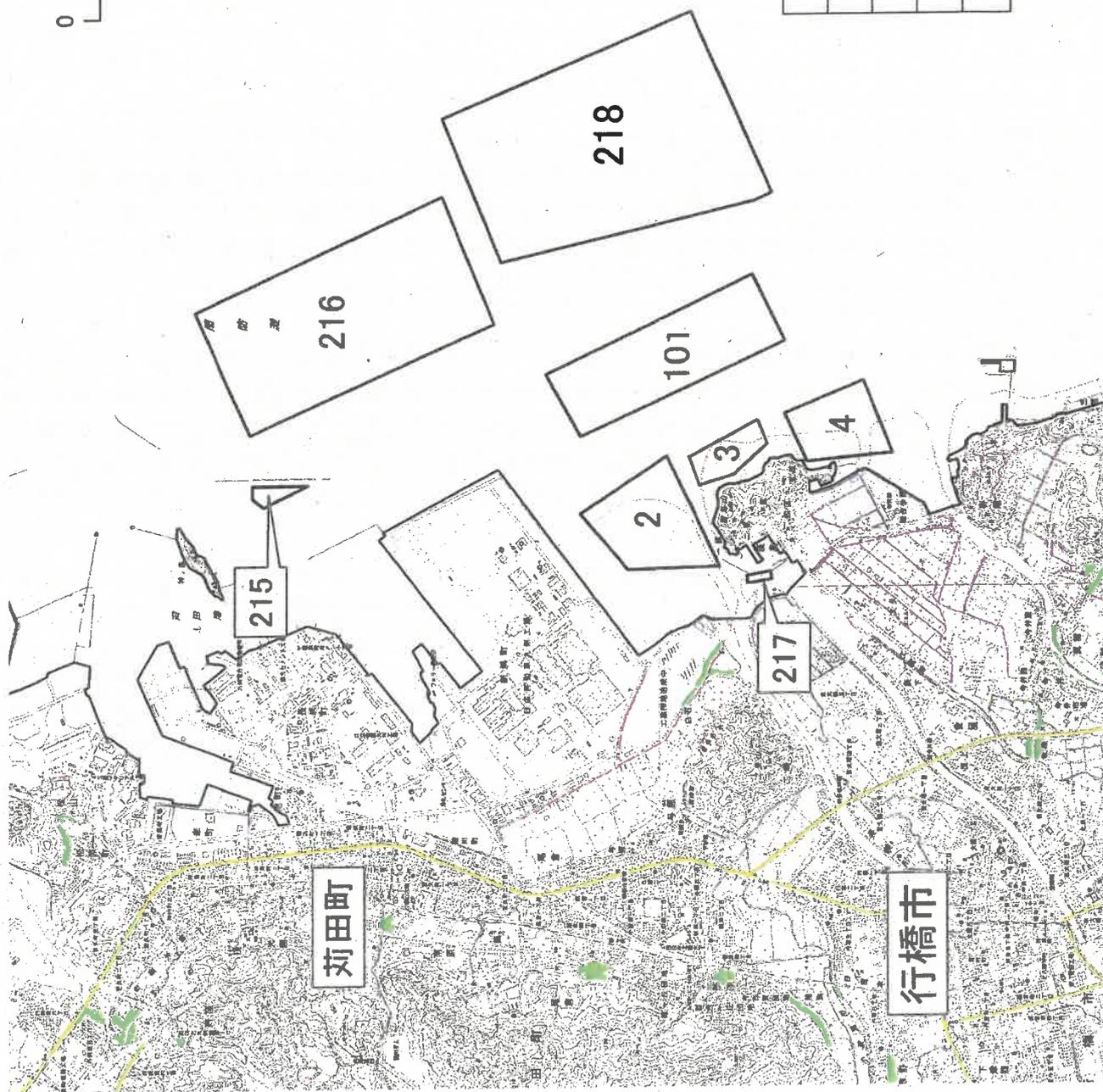
0 500 1,000 2,000メートル



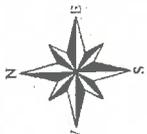
漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301



0 500 1,000 2,000メートル

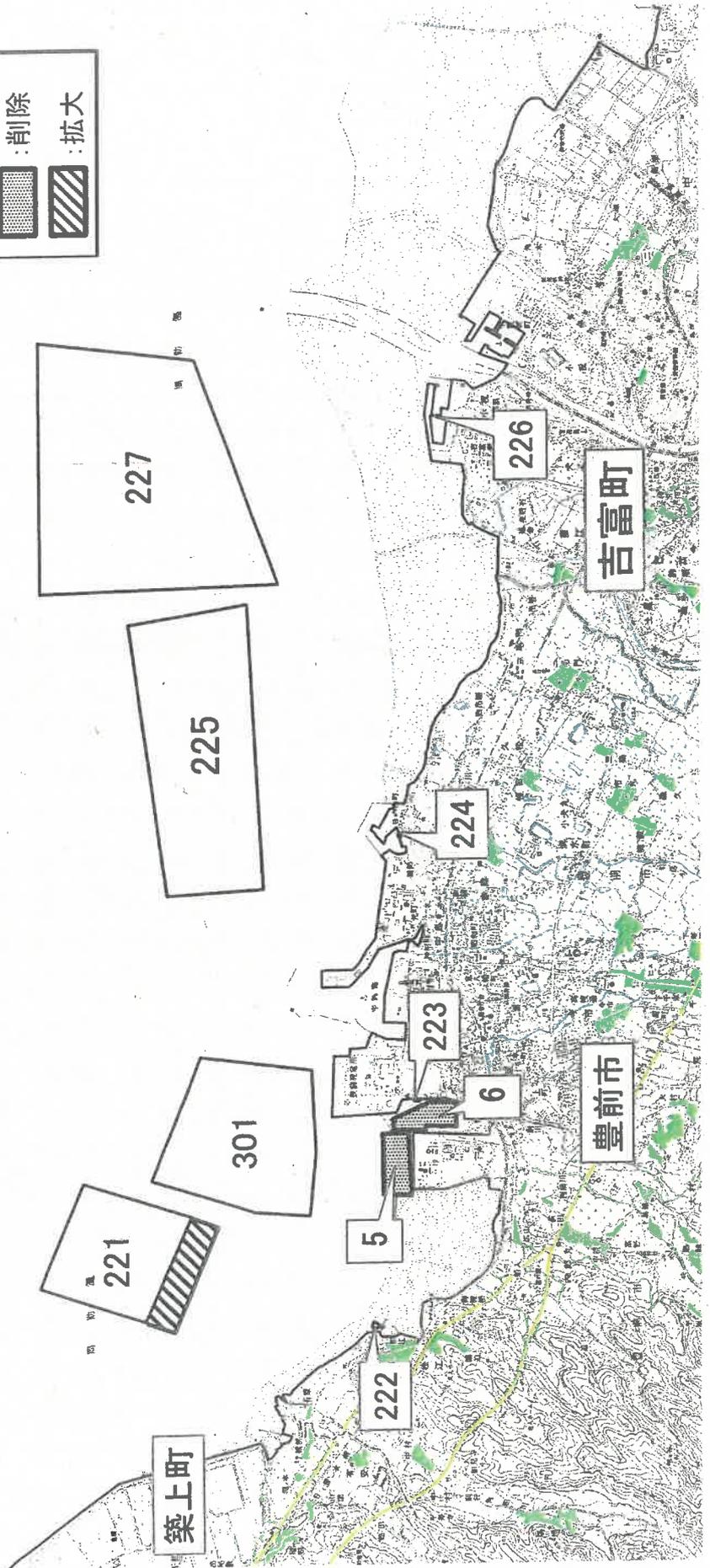
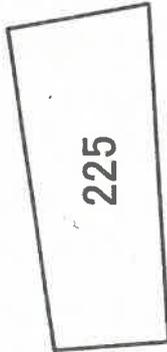
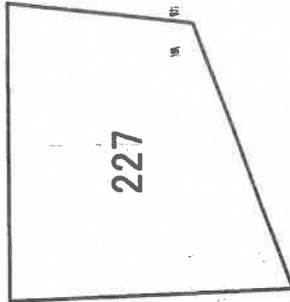
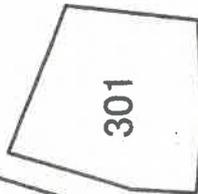
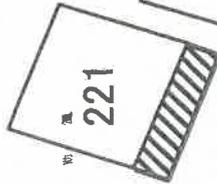
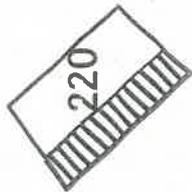


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301



0 500 1,000 2,000メートル

漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301





## 全漁調連九州ブロック会議次第

開催期日 令和4年10月27日(木)午後2時30分から午後5時まで  
開催場所 ホテルセントヒル長崎 3階「紫陽花」

### 【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 長崎県水産部長, 長崎県連合海区漁業調整委員会(会長, 事務局), 県内海区 漁業調整委員会(会長)、県水産部

### 1 開 会

司 会：事務局長 古原 和明

### 2 挨拶

- ① 主催者挨拶  
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 江口 幸男 (熊本県連合)
- ② 開催地挨拶 (地元海区)  
長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄
- ③ 来賓挨拶  
水産庁管理調整課 課長 齋藤 晃
- ④ 地元県挨拶  
長崎県水産部長 川口 和宏
- ⑤ 来賓紹介

### 3 議長選出

長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄

### 4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

・沖縄県海区

・佐賀県連合海区

## 5 議事

第1号議案 令和5年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

・協議事項：なし

・照会：鹿児島県連合海区

第3号議案 次期開催海区について

・佐賀県連合海区

## 6 その他

7 閉会 16時20分

8 講演 16時30分

・「新たな資源管理の推進について」

・講師：水産庁管理調整課 課長 齋藤 晃

〔情報交換会〕18時頃から20時まで

・1階 「出島」

・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和5年度要望事項(各県提出議題)

要望事項		提案県	
1	海区漁業調整委員会制度について 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	長崎 熊本	継続
2	太平洋クロマグロの資源管理について 漁獲上限の拡大、遊漁者への指導、経営安定対策の拡充(混獲回避休漁支援事業の発動緩和)	佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	継続
3	沿岸漁業と沖合漁業の調整 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡 熊本 鹿児島	継続
4	漁業法改正後の制度運用について 地方自治体への適切な指導・助言	大分	継続
5	外国漁船問題について 日韓漁業協定おけるはえ縄漁船の操業条件について 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について 東シナ海における漁船の安全操業確保について 日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について 日中漁業協定の見直しについて 日台漁業取決めの見直しについて	福岡  長崎  熊本 鹿児島  沖縄	継続
6	ミニボートによる危険行為の防止について 所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など	佐賀 熊本	継続

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 継 続

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければならなくなります。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

要望事項

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について **継 続**

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

MINI BOAT

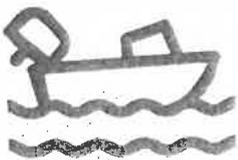
ホーム > ミニボートの安全情報

## Activity Guide

### ミニボートのアクティビティについて

ミニボートとは、船の長さが3m未満で、かつ、船外機のエンジンや電動機(モーター)の出力が1.5kW(2.039馬力)未満の船舶をいい、釣り等のレジャーで利用されている小型のボートです。

ミニボートは、免許・船舶検査が不要なことや、持ち運びが容易なことから、初めて購入するボートとして選ばれることがあります。ミニボートの特性を理解し、海の基礎知識や必要な装備品を確認して楽しく安全に遊びましょう。



注意!

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(16) ミニボートによる危険行為の防止について 追 加

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(17) ミニボートによる危険行為の防止について 継 続

内 容

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。

ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられている。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。

- 1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。
- 2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講じること。

令和4年度(第57回)  
全国海区漁業調整委員会連合会  
西日本ブロック会議

日時 令和4年11月10日(木)～11月11日(金)

場所 山口県下関市 下関グランドホテル

# 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 挨 拶

(1) 開 催 海 区：山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

森友 信 会長

(2) 主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会

北田 國一 副会長

(3) 来 賓：水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室

佐藤 友介 課長補佐

開催県 山口県農林水産部

三浦 忠 理事

## 3 議長選出

## 4 議事録署名人選出

## 5 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等

## 6 議 事

第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

## 7 情報交換

遊漁と漁業の調整に関する取組事例

## 第1号議案

### 西日本ブロック会議要望事項について

- ①海区漁業調整委員会制度について
- ②沿岸漁場の秩序維持について
- ③太平洋クロマグロの資源管理について
- ④漁業法改正後の制度運用について
- ⑤海洋性レジャーとの調整等について

## 各海区からの要望事項の修正・追加提案

### 【Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について】

海区名	要望内容	提案内容・理由等
事務局	<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p><u>改正漁業法の下でも令和2年1-2月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。</u></p>	<p>要望時点で2年が経過していることから削除</p>

### 【Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について】

海区名	要望内容	提案内容・理由等
事務局	<p>改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。</p> <p>2 「密漁もの」の流通防止</p> <p>② 水産流通適正化法についての施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。</p>	<p>改正漁業法で表記を統一</p> <p>施行は令和4年12月で、要望時には施行済みのため</p>

【Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について】

海区名	要望内容	提案内容・理由等
事務局	<p>太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、<u>厳格な国の主導で平成27年から数量管理、が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能</u>量管理が開始されています<u>行われています</u>。</p> <p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等</p> <p>(略)</p> <p>なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに、瀬戸内海等の<u>新たな来遊海域における調査</u>を行うこと。</p>	<p>TAC法は廃止されていることなどから、導入経緯等と削除</p> <p>「厳格な」を追加</p> <p>瀬戸内海での調査の必要性がわかりにくいことから、「新たな来遊海域における」を追加</p>

【Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について】

海区名	要望内容	提案内容・理由等
香川	<p>1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について</p> <p>改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。</p> <p>また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和54年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。</p>	<p>年度を修正</p>
事務局	<p>2 新制度の円滑な運用について</p> <p>② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと</p>	<p>技術的助言発出 済</p>

【Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について】

海区名	要望内容	提案内容・理由等
香川	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>③ 遊漁者の資源利用の実態把握</p> <p><u>資源が激減している魚種について、遊漁者が漁業と同じ、若しくはそれ以上採捕していると想定されるものもあり、遊漁者による採捕が資源に与える影響を無視できない魚種がある。</u>国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、<u>クロマグロ以外のそれらの魚種についても釣獲実績報告を義務化させる</u>など、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。</p> <p>④ 遊漁者の資源管理の協力</p> <p>漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、<u>遊漁は県を跨いで行動する実態を踏まえ、国は主体的に遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。</u></p>	<p>資源が激減している魚種について、遊漁者が漁業と同じ、若しくはそれ以上採捕していると想定されるものもあり、遊漁者による採捕が資源に与える影響を無視できない</p> <p>遊漁者は、複数の府県から来訪し特定の海域に集中する場合があることから、遊漁対策は一県のみ対応では限界がある。</p>